

平成27年度 第1回 新得町総合教育会議 会議録

開催日時	平成27年12月17日(木)午後3時					開催場所	新得町公民館 研修室		
出席者名	職	新得町長		新得町教育委員会 教育委員長		新得町教育委員会 教育委員長職務代理者			
	氏名	浜田 正利		浦山 兼一		飯田 泰雅			
	職	新得町教育委員 教育委員		新得町教育委員 教育委員		新得町教育委員 教育長			
	氏名	太田 百美子		湯浅 健		齊藤 仁			
会議出席 説明員等	職	学校教育課長	社会教育課長	学校教育課 課長補佐	学校教育課 総務係長				
	氏名	石塚 將照	岡田 徳彦	嶋倉 一寿	目黒 達哉				
浜田町長 あいさつ (要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育のあり方の議論の中で、制度が変わったと思う。 ・これからも、教育委員会が主体的に進めていただきたいと考えている。 ・行政がどこまで踏み込んでいいのか？とも思うが、「人を創る」想いはあるので、新得の子供たちのために、それぞれの立場で、お互い協力し頑張っていきたい。 								
浦山委員 長 あいさつ (要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会として、私たちなりの目線で地域の教育のために意見し、町と協力して進めていきたい。 								

	番号	議題名
協議事項	1	新得町総合教育会議について
	2	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について
	3	教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について
	4	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について
その他	特になし	
閉会日時		平成27年12月17日 午後4時2分

発 言 者	要 旨
新得町総合教育会議設置要綱第4条に基づき、浜田町長が議長となり、以降の事項について進める。	
協議事項1. 新得町総合教育会議について	
浜田町長	本日は、4つの事項について協議します。 協議事項1について、事務局より説明願う。
協議事項1 石塚課長	<p>(議案2～3ページに基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回目の開催のため、総合教育会議について、簡単に説明 ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、地方公共団体の長と教育委員会が構成する「総合教育会議」を、すべての地方公共団体に設置するとされたもの。 必要に応じ、関係者や学識経験者から意見を聞くことができる。 ・会議は町長が招集するが、教育委員会が会議の招集を求めることも可能。 ・会議は原則公開、個人の秘密を保つ必要がある場合など、非公開とできる。 ・協議、調整事項は法律により以下の3点が定められている。 <ul style="list-style-type: none"> ①教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について ②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について ③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について ・これらに基づく、町の設置要綱により、議事録の公表を第7条で、会議の運営に関する事務を教育委員会事務局職員に補助執行させること定めている。
浜田町長	協議事項1に対して、各委員より質問、意見は？
	(特になし)
浜田町長	質問等無いようなので、次に、協議事項2について、事務局より説明願う。
協議事項2. 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について	
協議事項2 石塚課長	<p>(議案4ページに基づき説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」、以下、教育大綱とさせていただきますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、首長が定めることとされたもの。 ・策定、変更にあつては、あらかじめ「総合教育会議」において協議するもの。 ・記載事項は、各地方公共団体に委ねられており、他自治体の例では「既定の生涯学習推進計画等を教育大綱とする方法」「総合計画の教育関係項目の全部または一部をもって大綱とする方法」「総合計画等を抜粋して大綱とする方法」「新たにはじめから協議して、策定する方法」など。 ・教育大綱の策定方針について、過日、教育委員会で協議した内容を参考に、現在策定している新得町第8期総合計画の教育関係項目を抜粋する方法で、原案を作成。 ・名称は「新得町教育大綱」とする。 ・大綱の対象期間は、法律の定めはないが、文部科学省では、首長任期や国の教育振興計画の対象機関から4～5年程度と想定。 町第8期総合計画では、平成28年度から平成37年度までを計画期間とし、中間年である平成32年度に見直しを行う予定。

発 言 者		要 旨
協議事項2	石塚課長	<p>新得町教育大綱の期間については、始期を前倒し、今年度から平成32年度末までの5年3か月とする。</p> <p>その後の教育大綱については、総合計画の期間と合わせていくことを基本に、総合教育会議で協議することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容は、目標を、総合計画の町づくりの基本目標3、教育文化の「地域とつながり郷土を育む心豊かな人づくり」とし、取り組みとして総合計画基本計画の主要施策を記載。
	浜田町長	協議事項2に対して、各委員より質問、意見は？
		(特になし)
	浜田町長	<ul style="list-style-type: none"> 提案のあった教育大綱の案について、事前に教育委員会でもご意見いただいたこともあり、提案内容に異論は無いということです。 今後、新得町長名において、「新得町教育大綱」を制定していく。
	浜田町長	次に、協議事項3について、事務局より説明願う。
協議事項3	協議事項3. <u>教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について</u>	
	石塚課長	<p>(口頭により説明～資料無し)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合教育会議では、首長と教育委員会が教育行政の重点的に講ずべき施策等について協議・調整を行う場として、両者が共有し、一致して執行に当たることが期待されている。 そのため、総合教育会議において、調整が付いた事項については、それぞれ結果を尊重して事務を執行することとなる。 具体的には、首長が策定し、教育委員会が執行する予算の重点的な課題について、総合教育会議において、十分協議の上、策定し執行する、また、新年度予算に限らず、今後の条件整備等についても意見交換いただき、共有する、この項目ではそういった議論が期待されている。
	浜田町長	協議事項3に対して、まず、新年度予算に関わるものについて、発言を。
	各委員	<ol style="list-style-type: none"> ①各学校の校務用、児童生徒用の各PCの更新 ～年次計画がずれてきている、業務に支障が無いように更新を。 ②新得中吹奏楽部楽器購入～部員増のため足りない状況とならないように。 ③屈足中トイレ改修～壊れている箇所も多い、地域も使うので改修すべき。 ④新得小防風対策～ネットを設置して、砂ぼこりの軽減を。 ⑤屈足南小支障木処理～周りの木も大きくなり伐期が来ている、危険性を考慮。 ⑥村形邸～町の歴史を伝える物としての価値、議会へも理解を。 ⑦教育委員は町全体の予算額(枠)はわからない、必要と思うものを話している。
浜田町長	<ol style="list-style-type: none"> ①年次計画で進めていきたい。 ②部活なので学校が用意すべきだが、細かな個人の物との見極めも意識。 ③トイレの数の問題などで精査し、必要性に応じて対応したい。 ④砂ぼこりの状況は理解する、長年の課題、どうするのがいいのか検討。 ⑤理解する。 ⑥町の歴史を伝える物としての価値、全額町費で負担すべきか検討する。 ⑦各学校の特色が見えて欲しい、予算については金額よりも必要性で判断。 	

発 言 者		要 旨
協議事項3	浜田町長	次に、予算以外の事について、発言を。
	各委員	①今日、子ども議会も開かれたが、中学生とも意見交換する場があるといい。 ②浦幌町では、町の将来について議論しているようで、議論の中で浦幌高校がなくなったことを残念に感じる子どもが増えているとの話も聞く。 ③新得町でも、町に高校が必要との観点から、新得高校募集停止を受け、町立高校の必要性についての議論がある。 教育委員会としても見識を拡げるため、道外視察の試みも必要だと感じる。
	浜田町長	①日頃から、子どもたちが何を思っているのか聞きたいと思っている。 気になっているのは、高校生。選挙権の問題があり、現時点では個人的な想いだが、選挙制度なので行政として何かやってあげられないか考え中。 ②子供たちにとって、どんな話題がいいのか。 ③百聞は一見にしかず、インターネットで勉強するのも限界はあるので、視察の価値は理解する。検討してほしい。
	浜田町長	次に、協議事項4について、事務局より説明願う。
協議事項4・その他	協議事項4. 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について	
	石塚課長	(口頭により説明～資料無し) ・総合教育会議では、「いじめ」が発生し児童生徒の身に、被害がある、又は被害が生ずる恐れがあると見込まれる場合の緊急的な措置を協議することとなる。 ・現時点で、そういった例はないが、今後、万が一そういう事例がある場合には、総合教育会議を招集し、対応策を協議することとなるということで、本日は協議項目の確認のみ。
	浜田町長	協議事項4、今回具体的な案件は無く、協議事項の確認ということだが。
		(特になし)
	その他	
	浜田町長	・これで、4つの協議事項について終了しました。 ・その他について、事務局からは特にないが、教育委員からは？
	(特になし)	
閉会	浜田町長	・総合教育会議は、初めて開催したところ。 これまでも年1回懇談させていただいており、総合教育会議も基本的には年1回の開催を想定しているが、例えばこのときは予算関係、このときは情勢についてなど、協議事項を絞って複数回の開催でもいいのかなども感じている。 ・地域の子供たちを育てていくため、今後ともご尽力いただきたい。